

6 建築物の形態制限に関する共通基準

市街化調整区域における許可等をする際の予定建築物の形態及び用途については、次のとおりとする。

(1) 形態制限（法第41条）

建築物の最高の高さは、10メートル以下とする。

7 建築物の用途制限に関する取扱い

(1) 用途制限（法第42条）

開発許可を受けた区域内においては、用途地域等の指定があり、それに適合しているもの又は特に市長の許可を得たもの以外は、開発許可に係る予定建築物を建築することは制限されている。本市においては、次により取り扱う。

ア 予定建築物以外の建築物の建築には、使用目的の変更のほか、敷地の数の増減も含むものとする。

イ 法第42条第1項ただし書許可にあたり、法第34条第14号に該当するものとして許可をする場合は平塚市開発審査会の議を経た後許可するものとする。